

－2025年度－

よくわかる！

知的財産セミナー

参加無料

～判例や最新トピックから学ぶ～

第4回

11/21(金)

PM 5:00～6:00

- ・WEB配信
- ・OKB岐阜大学プラザ 1階
プレゼンテーションエリア

【題目】

令和5年(ネ)第10040号 損害賠償請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第5905号)

弁理士 服部 素明
(非常勤講師)



特許法・著作権法

【概要】

豊胸用の組成物の発明に関する侵害訴訟の控訴審判決(大合議事件)を紹介
します。

知財高裁は、被疑侵害者(医師)による豊胸手術の実施実態に関する説明に
つき、「合理的な説明ができていない」としてこれを採用せず、實際上特許発
明に係る組成物の生産を行っていたと認定しました。

また、当該実施行為(豊胸手術)は、特許法第69条によって免責される調
剤行為には当たらない、と認定しました。

対象

地域の方・自治体の方・学生・教員

お申し込み

お問い合わせ

岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 産学官連携推進部門

[お申し込みリンク\(ZOOM\)](#)

MAIL kst-sikn2@t.gifu-u.ac.jp

TEL 058-293-2088

最新情報はHPをご参照ください。

<https://ari.gifu-u.ac.jp/ipmanagement/commit/seminar.html>